

ツバルの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

ツバル（英語では「Tuvalu」）²は、南太平洋のポリネシアに位置し、9つの環礁からなる立憲君主制の島嶼国である。北にキリバス、東にトケラウ及びサモア独立国、南にフィジー、西にソロモン諸島がある。国土の面積は、約26平方キロメートルであり、日本の東京都品川区より少し大きい程度の大きさである。首都はフナフティ、通貨はオーストラリア・ドルである。公用語はツバル語及び英語である。人口は約1.2万人であり、バチカンに次いで世界で2番目に人口が少ない国家である。民族構成は、ポリネシア系のツバル人が約93%を占める³。

1568年にスペイン人のメンダーニャがヨーロッパ人として初めてツバルに到達した。1850年頃、多くの住民が奴隷としてペルーへ強制連行されたこと、及び伝染病が流入したことから、約20,000人の人口が約3,000人にまで減少した⁴。英国は、1892年に、現在のキリバスとツバルを合わせた地域を「ギルバート・エリス諸島」として保護領とし、さらに1915年には、植民地とした。ミクロネシア系のギルバート諸島（現在のキリバス）とポリネシア系のエリス諸島（現在のツバル）とでは文化や言語等が異なることから、1974年の住民投票の結果を受けて、1975年にエリス諸島が分離して「ツバル」と改名し、1978年に英連邦加盟国として独立を果たした。国連には2000年に加盟した。

ツバルは、最高地点でも海拔5.6メートルの高さしか無いため、地球温暖化による海面上昇により、国が水没することが懸念されている。但し、近時は、海面上昇の原因は地球温暖化だけにあるのではなく、ツバル国内の地形的・社会的背景も複合的な原因になっていることが指摘されている（例えば、ツバル国民の生活が自給自足型から西欧型に変化してきたことで、生活排水が海に垂れ流され、生活ゴミや廃棄物が処理されずに野積みになっているこ

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 日本では「ツヴァル」とも表記されるが、本稿では「ツバル」という表記を用いる。

³ 本稿におけるツバルの概要及び歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2022年版』（二宮書店、2022年）463～464頁、②『エピソードで読む 世界の国243』（山川出版社、2021年）247頁等を参照した。

⁴ https://pic.or.jp/country_information/4816/

とが、サンゴの成長に悪影響を及ぼしている等)⁵。

ツバルの主な産業は、自給自足的な農業及び漁業である。農産物ではココナッツ、水産物ではマグロ及びカツオの産出量が多い。外貨獲得源としては、排他的経済水域における外国漁船の入漁料、外国への出稼ぎ船員からの送金、「ツバル信託基金」の運用収入、トップレベルドメインである「.tv」の使用料収入⁶、切手・コインの販売等がある。ツバルは、毎年、巨額の貿易赤字を計上しており、経済的自立は困難である。とくにオーストラリア、ニュージーランド、台湾、日本等から多額の援助を受けている。

ツバルは、平和愛好国とのみ国交を持つという政策を堅持しており、英連邦諸国（とくにオーストラリア及びニュージーランド）、援助供与国、太平洋諸国との関係が強い。近時、南太平洋諸国の中には、台湾と断交して中国と国交を結ぶ国が増えているが、ツバルは、現在でも、台湾と国交を継続している⁷。

ツバルは、1892年から1978年まで英国に統治されていたことから、英国法の影響を強く受けてきた。1978年10月1日の独立後は、①ツバル憲法、②ツバル国会の採択した法律、③ツバルの慣習法、④ツバルのコモン・ロー、⑤独立時に存在した英国法令のうち、ツバル法を構成するものが適用される。

II 憲法

1 総説

ツバルの憲法は、1978年の独立時に採択されたが、1986年に大きく改正された。もともと、ツバルの憲法は英語で策定されたものであるが、2018年にツバル語への翻訳が完了した。

全173条からなるツバル憲法の体系は、表1のとおりである⁸。

表1：ツバル憲法の主な体系（附則を除く）

前文		
第1章 国家及び憲法	第1節 国家	第1条～第2条

⁵ 詳しくは、①枝廣淳子・小林誠著『笑顔の国、ツバルで考えたこと』（英治出版、2011年）156～161頁、200～203頁、②小林誠著『『海面上昇』の真実』・「増え続けるゴミの問題」（『南太平洋を知るための58章 メラネシア ポリネシア』（英治出版、2011年）所収）201～204頁、210～212頁を参照されたい。

⁶ トップレベルドメインである「.tv」の経済的価値に気付き、それをツバル政府に最初に伝えたのは、写真家の遠藤秀一氏であった。その後、ツバルは、「.tv」の使用料収入を得て、国連の年会費を支払うことができるようになり、国連への加盟を果たした。

<https://finders.me/articles.php?id=185>

⁷ https://pic.or.jp/country_information/4816/

⁸ ツバル憲法の英語版は、下記リンク先に掲載されている。

https://www.constituteproject.org/constitution/Tuvalu_2010.pdf?lang=en

	第2節 憲法	第3条～第5条
	第3節 憲法改正	第6条～第8条
第2章 権利章典	第1節 序	第9条
	第2節 権利章典の原則	第10条～第15条
	第3節 基本的権利及び自由の保障	第16条～第33条
	第4節 公共緊急事態	第34条～第37条
	第5節 権利章典の執行	第38条～第42条
第3章 市民権		第43条～第47条
第4章 国王及び総督	第1節 国王	第48条～第49条
	第2節 国家元首の権能	第50条～第53条
	第3節 総督	第54条～第60条
第5章 行政	第1節 ツバルの行政権 (第2節は欠番)	第61条～第72条
	第3節 内閣	第73条～第77条
	第4節 内閣に関連する長官	第78条～第79条
	第5節 恩赦の権限	第80条
第6章 国会及び立法	第1節 国会	第81条～第83条
	第2節 立法権	第84条～第86条
	第3節 国会議員	第87条～第102条
	第4節 議長	第103条～第107条
	第5節 国会における手続	第108条～第111条
	第6節 雑則	第112条～第115条
	第7節 招集、解散等	第116条～第118条
第7章 裁判所	第1節 総則	第119条
	第2節 高等法院	第120条～第132条
	第3節 控訴院	第134条～第135条
	第4節 枢密院	第136条
第8章 公務員の雇用	第1節 総則	第137条～第142条
	第2節 公職委員会	第143条～第148条
	第3節 公職委員会の一般的職責	第149条～第153条
	第4節 人事権	第154条～第159条
	第5節 職員の罷免等	第160条～第164条
第9章 財政	第1節 国会及び財政	第165条～第169条
	第2部 会計検査院	第170条～第172条
第10章 経過規定		第173条

2 統治機構

(1) 総督

ツバルの君主は英国女王である。ツバルの総督（Governor-General）は、ツバルにおける英国女王の代理人である。総督は、首相が選任し、国会の承認を得て英国女王に助言を行い、英国女王が任命する。総督に任命される資格は、50歳以上65歳未満であり、国会議員の被選挙権を有することである。総督の任期は、4年である。

(2) 行政府

行政権は、君主であり国家元首である英国女王に主に帰属するが、英国女王の代理人である総督がその職権を行使する。

実際に行政権を担うのは、政府である。そして、首相及び大臣により構成される内閣が組織される。内閣は、政府による行政機能の遂行について、国会に対し連帯して責任を負う。

首相及び大臣は、全員、国会議員でなければならない。大臣の人数は、国会議員総数の半分以下でなければならない。

ツバルの憲法は、英国の「ウェストミンスターモデル」を参考に議院内閣制を採用しているが、他の英連邦諸国と同様、英国の制度と全く同じというわけではない。ツバルには政党が無く、誰を首相に推すかにより派閥が形成されるだけである⁹。首相は、議会の多数派により、国会議員の中から選出される。それ以外の大臣は、首相の助言に基づいて、国家元首が任命する。

(3) 立法府

ツバルの立法府は、国会である。ツバルの国会は一院制であり、16名の国会議員により構成される（国会議員は、8つの島から2名ずつ選出される）。議員の任期は4年である。選挙権は18歳以上、被選挙権は21歳以上の国民に認められる。

国会は、出席した国会議員の過半数の投票によって、議決される。但し、可否同数の場合、議長は、議決権を有しない。

国会は、立法権を有する。法律案は、国会における3回の読会で審議される。国会で法律案が可決されたときは、国家元首に送付され、国家元首は速やかにこれに同意する。

国家元首は、首相が空席となり又は首相が選出されない場合、国会の議決に基づいて、いつでも国会を解散することができる。

(4) 司法府

ツバルにおける全ての裁判の終審裁判権を有するのは、英国ロンドンに所在する英国の枢密院司法委員会（Judicial Committee of the Privy Council）である。枢密院司法委員会

⁹ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/tuvalu/data.html>

の下に位置付けられる裁判所として、ツバルの控訴院（Court of Appeal）があり、これはツバル国内における最高司法機関と位置付けられる。控訴院の下に位置付けられる裁判所として、高等法院（High Court）があり、民事事件及び刑事事件のほか、家事事件を含む様々な事件一般を管轄する。さらに、高等法院の下に位置付けられる裁判所として、治安判事裁判所（Magistrates' Court）があり、軽微な民事事件及び刑事事件等を管轄する。治安判事裁判所の下に位置付けられる裁判所として、島裁判所（Island Court）及び土地裁判所（Land Court）があり、これらは離婚や慣習上の土地等に関する紛争事件等を管轄する。

（５）地方自治

ツバル憲法は、地方自治についてはほとんど何も規定していないが、便宜上、ここで、ツバルの地方自治について説明しておく。

ツバルの主要な 8 つの島には、「Kaupure」（カウプレ）と呼ばれる島評議会がある。これは、各島における地方行政に関するさまざまな役割を担っている。各島の地方行政は、各島のカウプレに委ねられている。各カウプレには 6 名の評議員がおり、最長で 2 期 4 年の任期で選出される。評議員長は、評議員の中から単純多数決で間接的に選出され、評議員の中から副議長を任命する。評議会は、必要と思われる数の委員会を任命することができる（例えば、健康、農業・漁業、教育、通信、交通・インフラ、予算の常任委員会がある）。委員会は、単純多数決で意思決定を行い、その決定をカウプレに報告する¹⁰。

また、各島には、「Falekaupure」（ファレカウプレ）と呼ばれる伝統的な長老の集まりがある。これは、「Aganu」（アガヌ）と呼ばれる伝統的な習慣・文化に基づき、「Ulu Alikii」（ウル・アリキ）という長老をトップとする伝統ヒエラルキー構成となっている。ファレカウプレは、毎年 3 月及び年間を通じて 3 か月ごとに、通常、島で一番大きな集会所で開催される。18 歳以上の島民なら誰でも集会に参加できる。集会では、①過去 3 か月間のカウプレの活動及び財務に関する報告、②島の開発計画の進捗状況の報告、③次年度のカウプレの予算等の審議等が行われる。

「ファレカウプレ法」（Falekaupure Act）は、カウプレとファレカウプレの設立、構成、機能等について規定を置いている。同法によると、各島のカウプレは、ファレカウプレの執行機関と位置付けられる。

3 人権

ツバル憲法は、「第 2 章 権利章典」において、さまざまな人権規定を置いている¹¹。ツバル憲法の中で、人権に関する特徴的な規定としては、以下の点が挙げられる。

①生命を奪われない権利、信条の自由、表現の自由、集会・結社の自由、プライバシー権そ

¹⁰ http://www.clgf.org.uk/default/assets/File/Country_profiles/Tuvalu.pdf

¹¹ ツバルは、「児童の権利に関する条約」（CRC）、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（CEDAW）、「障害者の権利に関する条約」（CRPD）に加盟している。

の他の権利は、「他者の権利と自由を尊重し、国益にかなうものであること」及び「ツバルの価値観や文化を受け入れ、それらを尊重すること」を条件としてのみ、行使可能とされている（11条）。

②憲法の人権規定の私人間（個人と法人の両方を含む）への適用が、明文で規定されている（12条1項）。

③人権と尊厳が適切に尊重される民主的社会に合理的に合致しない行為は、違法とされる。合理的な否かの判断基準としては、ツバルの伝統的な基準・価値観・慣行・法律・司法判断、裁判所が合理的に民主的とみなす他国の法律・慣行・司法判断、人権に関する国際条約・宣言・勧告・司法判断等がある（12条2項、15条）。

④「ツバルの価値観の保護」について1か条が設けられている。そして、「国民を分裂させ、不安にさせ、又は不快にさせる可能性がある場合」、又は「ツバルの価値観や文化を直接的に脅かす可能性がある場合」には、権利の行使を規制する必要があるものとしている（29条）。

⑤ツバルと戦争状態にある国の軍隊の構成員に関して行われる行為又は法律は、憲法「第2章 権利章典」のいずれの規定とも矛盾するとはみなされない（33条）。なお、現在、ツバルは軍隊を有していないが、憲法には、ツバル軍の保持、外国軍のツバルでの駐留に関する規定が含まれている（31条、32条）。

⑥国家緊急事態における人権制限について、明文で規定されている（第4節、第34条～第37条）。

⑦憲法「第2章 権利章典」のいずれかの規定の違反又は不遵守を主張する者は、高等法院に申し立てることができる（38条1項）。そして、高等法院は、適切と認めるときは、令状を発行し、指示を与えることができる（40条1項）。このように、憲法は、高等法院に対し、基本的人権を保障する砦としての役割を与えている（第5節、第38条～第42条）。

III 民法

ツバルの国土の約95%は慣習上の土地であり、約5%は公共の土地である¹²。ツバルの慣習上の土地は、全て登記されている¹³。ツバルの慣習上の土地の譲渡は、原則として禁止されており、例外的に国やカウプレ等への譲渡は可能とされている。慣習上の土地のリースは可能であるが、大臣の認可を得る必要がある¹⁴。政府は、社会サービスや公共インフラ（道路、廃棄物管理、電気、教育機関、病院等）のために、ツバルの慣習上の土地を強制収用することができる¹⁵。

¹² Commonwealth of Australia, 2008, 'MAKING LAND WORK Volume one' pp.4.
https://www.dfat.gov.au/sites/default/files/MLW_VolumeOne_Bookmarked.pdf

¹³ 'MAKING LAND WORK Volume one' pp.29.

¹⁴ 'MAKING LAND WORK Volume one' pp.39.

¹⁵ 'MAKING LAND WORK Volume one' pp.65-66.

土地に関連する制定法としては、「先住民土地法」(Native Lands Act)、「海岸及び土地再開発法」(Foreshore and Land Reclamation Act) 等がある。

「先住民土地法」¹⁶は、先住民の土地の所有権及び権利の登記について規定している。同法は、全 64 条、全 8 章から構成される。章の構成は、「第 1 章 前文」、「第 2 章 先住民の土地の権利」、「第 3 章 譲渡」、「第 4 章 土地裁判所」、「第 5 章 土地法典」、「第 6 章 リース」、「第 7 章 調査」、「第 8 章 罰則」となっている。同法によると、先住民の土地の譲渡は、売却、贈与、リース、その他の刑式を問わず、先住民でない者に対して行ってはならない。但し、英国王室、カウプレ又は協同組合等に対する先住民の土地の譲渡は、禁止又は制限されていない。各島には、土地裁判所が設置される。土地裁判所には 6 名以上の職員がいなければならない。土地裁判所は、土地法典又は(土地法典が適用されない場合には)現地の慣習法に従い、土地、土地境界、先住民の土地登記簿に登記された先住民の土地の所有権の譲渡に関するすべての事件、及び先住民の土地の所有と利用に関するすべての紛争を審理し裁定する。土地裁判所の判決、決定又は命令に対する上訴審は、3 名以上の土地上訴廷により行われる。

また、「海岸及び土地再開発法」¹⁷によると、何人も、まず土地局長官から一定の目的のためのライセンスを取得しなければ、指定された前浜から砂、砂利、岩石、又はその他同様の物質を除去してはならないものとされている。

IV 会社法

ツバルの「会社法」(Companies Act)¹⁸によると、会社の種類としては、「公開会社」(Public Company)と「私会社」(Proprietary Company)がある。「会社法」に基づいて設立された会社は、いずれの会社形態においても、株主は、間接有限責任のみを負う。私会社を設立しようとする場合、6 つの条件を満たさなければならない。即ち、①株主の人数を 20 名以下に制限すること、②株式を譲渡する権利を制限すること、③公衆に対して、会社の株式又は債券の引き受けを勧誘することを禁止すること、④公衆に対して、利子の有無を問わず、会社に金銭を預けるよう勧誘することを禁止すること、⑤公衆に対して、一定期間又は期限付きで金銭を預けるよう一般に勧誘することを禁止すること、⑥会社の全ての取締役は、会社の株主であることを要求すること、⑦種類株式の発行を禁止すること、である。「公開会社」(Public Company)の会社名の最後には、「Limited」又はその略語である「LTD.」という語を付しなければならない。また、「私会社」(Proprietary Company)会社名の最後には、「Proprietary」又はその略語である「PTY.」という語を付しなければならない。

外国企業がツバルに現地法人を設立する場合、国際事業会社 (International Business

¹⁶ <https://www.fao.org/faolex/results/details/en/c/LEX-FAOC099659/>

¹⁷ <https://www.fao.org/faolex/results/details/en/c/LEX-FAOC035673/>

¹⁸ https://tuvalu.tradeportal.org/media/CompaniesAct_1.pdf

Company, IBC) という会社形態を採ることが考えられる。ツバルの「2009 年国際会社法」(International Companies Act of 2009) ¹⁹は、IBC の設立、許容される活動、終了等を規制している。IBC のメリットとしては、①1 営業日で設立登記 (法人化) が可能であること、②株主の有限責任が確保されること、③外国人でも株主になることができること、④株主兼取締役 1 名のみで足りること、⑤株主の名称を公開する必要が無いいためプライバシーが保護されること、⑥最低資本金制度は存しないこと、⑦ツバル国内源泉所得が無い限りツバルでは法人税や源泉徴収税等を課税されないこと等が挙げられる。但し、IBC は、外国の事業に従事することはできるが、ツバル国内の住民と取引することはできない。IBC 会社名の最後には、「Limited」又はその略語である「LTD.」という語を付しなければならない²⁰。

V 民事訴訟法

前述したとおり、ツバルには、①島裁判所及び土地裁判所、②治安判事裁判所、③高等法院、④控訴院、⑤枢密院司法委員会がある。ここでは、民事事件の裁判管轄について説明する (但し、土地裁判所については、「民法」の箇所で述べたので省略する) ²¹。

島裁判所は、当該島の内陸及び隣接する水域における民事事件で、①両当事者がツバルに居住している場合における離婚の申立て、②請求額が 60 ドル以下の契約及び不法行為に基づく請求、③扶養料の請求、④児童親権条例に基づく申立てについて管轄権を有する。

治安判事裁判所は、請求額が 10,000 ドル以下の民事事件の管轄権を有する。治安判事裁判所にも、上級治安判事裁判所と (通常の) 治安判事裁判所がある。上級治安判事裁判所は、他の治安判事裁判所からの上訴を審理する管轄権を有する。

高等法院は、民事事件を審理・決定する無制限 (請求額の多寡等に関わらない) の管轄権を有する。高等法院は、民事事件に関する治安判事裁判所の判決に対する上訴審を管轄する。また、高等法院は、下級裁判所に対する監督管轄権を有する。

控訴院は、高等法院の民事判決に対する上訴審を管轄する。控訴院は、原則として、いかなる種類の管轄権を行使する高等法院の民事事件であっても、上訴を審理する管轄権を有する。

枢密院司法委員会は、控訴院の判決からの上訴につき、次の事項についての上訴の管轄権を有する²²。即ち、①憲法の解釈又は適用の問題に関する最終決定、②憲法「第 2 章 権利章典」の執行の手續における最終決定、③控訴院が、一般的又は公共的に極めて重要な問題又は枢密院に提出すべき事項を含むと認める場合における最終決定、④2,000 ドル以上の請

¹⁹ http://www.tuvalu-legislation.tv/cms/images/LEGISLATION/PRINCIPAL/2009/2009-0014/InternationalCompaniesAct2009_1.pdf

²⁰ <https://www.offshorecompany.com/company/tuvalu-ibc/>

²¹ <http://www.paclii.org/tv/courts.html>

²² 但し、実際には、ツバルの控訴院から英国の枢密院司法委員会に上訴された事例は無いようである。

求額の民事訴訟、③婚姻の解消又は無効の手續である。

なお、ツバルは、「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約」(ICSID条約)、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」(ニューヨーク条約)には加盟していない。

VI 刑事法

ツバルの刑事制裁としては、被害弁償、罰金刑、没収、平穩維持、プロベーション、警察監視、拘禁刑のほか、居所指定命令がある。居所指定命令は、「その者が従来居住していた又はその他の一定の場所又は島に移動し、居住するよう命じる刑事制裁」であり、他の刑事制裁に付加して又は代替して科されることがあり、期間は最長 1 年である。社会奉仕命令の制度は採用されていない。死刑は廃止されている²³。

刑事事件の裁判管轄は、以下のとおりである。通常、第一審となる島裁判所は、①法定刑が 6 月以下の拘禁刑又は 100 オーストラリア・ドル以下の罰金刑の犯罪、及び②島裁判所を管轄とすることが法律上規定された犯罪に係る刑事事件を管轄する。島裁判所における審理は、主席治安判事、次席治安判事、治安判事の 3 名の合議体により行われ、多数決で判断される。第二審となる治安判事裁判所は、①島裁判所からの上訴審、②法定刑が 1 年以下の拘禁刑又は 200 オーストラリア・ドル以下の罰金刑の犯罪、及び③治安判事裁判所を管轄とすることが法律上規定された犯罪に係る刑事事件を管轄する。さらに、上級治安裁判所は、①治安判事裁判所で拘禁刑又は 10 オーストラリア・ドル以上の罰金刑が科された事件の上訴審、②法定刑が 14 年以下の拘禁刑又は 200 オーストラリア・ドルを超える罰金刑の犯罪、及び③上級治安判事裁判所を管轄とすることが法律上規定された犯罪に係る刑事事件を管轄する(実際には、上級治安判事裁判所は設置されておらず、治安判事が巡回して対応している)。高等法院は、①上級治安判事裁判所からの上訴審、及び②法定刑が 14 年を超える拘禁刑の犯罪その他の犯罪に係る刑事事件を管轄する。控訴院は、①高等法院からの上訴審、及び②全ての事件の第一審を管轄する。憲法解釈が問題となるような場合には、英国の枢密院司法委員会への上訴ができる²⁴。

VII おわりに

以上、ツバルの法制度の概要を紹介したが、ツバルは南太平洋諸国の中でも、人口、面積、経済規模のいずれの点でも小国であるためか、ツバル法についての日本語の文献・論文等はほぼ皆無であるのが現状である。また、英国法の強い影響を受けつつ、伝統的な慣習法が重

²³ 永田憲史著「ソロモン諸島、キリバス共和国、ツヴァルの刑事制裁」(『関西大学法学論集 58 巻 5 号』(関西大学法学会、2009 年)所収) 31~43 頁。

²⁴ 永田・前掲書 27~28 頁。

視されているという混合法的な特徴を有するツバル法には、とっつきにくい面があることは否定できない。

とはいえ、ツバルの公用語の一つは英語であること、ツバルはオーストラリア及びニュージーランドとの繋がりが強いこと等から、ツバル法に関する英語の情報は比較的多い。また、ツバルは、気候変動対策の分野において主導的な役割を果たす等、世界から注目されやすい国であるといえる。このようなツバルの重要性に鑑みると、ツバルの法制度の動向について注目していく必要性は高いと思われる。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.50 No.9』（国際商事法研究所、2022年、原題は「世界の法制度〔オセアニア編〕第7回 ツバル」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。